

上田長野地域水道事業広域化研究会設置要綱（案）

（設置）

第1条 長野市、上田市、千曲市及び坂城町の地域（以下「上田長野地域」という。）の水道事業は、歴史的な経過から各行政区域の一部又は全部を長野県企業局が担っており、長野市、上田市、千曲市、坂城町及び長野県企業局は、平成26年から「水道事業運営研究会」を組織し、他地域に先駆けて、将来の広域化・広域連携を見据え、地域にふさわしい水道事業のあり方について、検討を重ねてきた。

その検討内容を踏まえて、令和2年度には厚生労働省により「水道施設の最適配置計画の検討」が行われ、一定の条件下において施設の整備事業費及び維持管理費の削減効果等の検討結果が示されたところである。

それにより、この機を逃すことなく、これまでの取組を一步進め、具体的な広域化の検討を始め、上田長野地域の将来的な水道のあり方の方向性を見出していく必要がある。

そこで、これまで積み上げてきた検討成果と、それに基づく厚生労働省の検討結果を踏まえ、上田長野地域の水道事業の広域化について研究するため、上田長野地域水道事業広域化研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（設置団体）

第2条 研究会は、長野県、長野市、上田市、千曲市及び坂城町がこれを設置する。

（所掌事項）

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 上田長野地域の水道事業の広域化に関する基本的事項
- (2) 上田長野地域の水道事業の広域化に伴う課題に関する事項
- (3) その他上田長野地域の水道事業の広域化に関し必要な事項

（組織）

第4条 研究会は、別表第1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 研究会に座長を置く。
- 3 座長は、構成員の互選により定める。
- 4 座長は、会務を掌理し、研究会を代表する。

（会議）

第5条 研究会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長は、研究会を主宰する。
- 3 座長は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させ、説明等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 研究会の所掌する事務の運営を円滑に行うため、研究会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事をもって充てる。

3 幹事長は、幹事の互選により定める。

4 幹事会は、幹事長が招集し、その会議を主宰する。

5 幹事長は、必要があると認める場合に、幹事以外の者を幹事会に出席させ、説明等を求めることができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、長野県企業局経営推進課スマート化推進センターで処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

上田長野地域水道事業広域化研究会の構成員

団体名	職名
長野県	公営企業管理者
長野市	上下水道事業管理者
上田市	上下水道局長
千曲市	建設部長
坂城町	建設課長

別表第2 (第6条関係)

上田長野地域水道事業広域化研究会幹事会の幹事

団体名	職名
長野県	企業局経営推進課スマート化推進センター所長
長野市	上下水道局総務課長、水道整備課長
上田市	上下水道局経営管理課長、上水道課長
千曲市	建設部上下水道課長
坂城町	建設課長

上田長野地域水道事業広域化研究会会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、上田長野地域水道事業広域化研究会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、上田長野地域水道事業広域化研究会（以下「研究会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として、公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

2 会議は、公平かつ公正に運営されなければならない。

（座長の責務）

第3条 座長は、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 構成員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に努めなければならない。

（傍聴）

第4条 会議は、第2条第1項ただし書の規定により非公開とした場合を除き、傍聴することができる。

2 会議を傍聴する者は、会議の傍聴に関し、座長の指示に従わなければならない。

（会議録の調製等）

第5条 座長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項

(4) 会議経過

(5) 前各号に定めるもののほか、座長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、長野県、長野市、上田市、千曲市及び坂城町（以下「関係団体」という。）の確認を受け、これを保管するものとする。

4 会議録は、前項に定める確認をした日をもって確定する。

（会議録の公開）

第6条 会議録に対する情報公開請求については、当該請求先の関係団体の情報公開条例の規定に基づき処理する。

2 情報公開請求以外の会議録の公開については、要綱第4条第1項に規定する構成員で協議し、決定する。

（規律）

第7条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和3年 月 日から施行する。